

鴨川

迎春

弁護士制度のあらまし——その二



弁護士 坂元和夫

今回は弁護士制度の発祥についてご説明しましたが、今回はイギリスとアメリカの弁護士制度を取り上げることになります。

英米法の特徴

先進国の法制度は、英米法型とヨーロッパ大陸法型の二つに大別されます。わが国は、明治時代にドイツを模範として法制度を整備しましたが、終戦後、占領軍による民主化政策の一環として、アメリカの法制度がある程度導入されました。英米法の特徴は何といっても判例法主義にあります。勿論、議会が作る制定法がないわけではありませんが、法制度の基本が裁判例の積み重ねによって規律されて

いるという意味です。

判例法主義のもとでは、私人による法の実現が重視され、権利は個人々々がこれを主張し守っていくべきものだという考えがその基本にあります。この考え方が陪審制や私人訴追主義を支えているのです。

イギリスの弁護士

イギリスにはバリスター (Barrister) とソリシター (Solicitor) という二種類の弁護士がいます。一般の人は、ソリシターに対して法律相談をしたり、事件

処理を依頼します。しかし、法廷活動が出来るのはバリスターだけです。ソリシターは、訴訟が必要なきはその事件に適したバリスターに依頼します。この両者は、医者に例えれば、一般医と専門医の違いに相当するでしょう。ただ、バリスターは依頼人に直接会うことが禁じられており、必ずソリシターを通さなければなりません。

刑事事件は私人訴追が原則ですが、警察も私人と同様にソリシターに依頼し、必要に応じてソリシターがバリスターに依頼して訴追をしてもらうこととなります。つまり、イギリスには検察官がおらず、バリスターが検察官役もするわけです。

アメリカの弁護士

アメリカはイギリスから独立した国ですが、バリスターのようなエリート階級を作ることが自由を尊ぶ国

民性に合わなかったのか、弁護士は一種類だけです。弁護士数は非常に多く全米で六五万人もあり、弁護士一人当たりの人口は世界一低いのです。ただ、弁護士資格をもって官庁や民間会社にはいったり、政治家になる例も多いようです。弁護士業務は専門化が進み、一つの事務所で数百人の弁護士を抱えるものも珍しくありません。

ただ、弁護士の数が多いので、質のバラツキが大きいのといわれます。弁護士会には、次に述べる法曹一元制度により、裁判官、検察官はもとより、およそ弁護士資格を持つ者はすべて入会資格があります。

法曹一元

英米では、裁判官は全て人格、識見の優れた四、五〇歳以上の弁護士の中から選ばれますから、真の意味において国民から尊敬を受け

る裁判官が多いのです。裁判官を弁護士から選ぶ制度のことを法曹一元といいますが、その選び方は、例えばアメリカでは、州によって異なりますが、大部分の州では選挙によって選びます。但し、連邦の裁判官は、最高裁だけでなく、下級審も上院の承認を得て、大統領によって任命されます。法曹一元制度の最大の長所は、官僚制的発想を排除できるという点です。つまり昇給も昇任もないので、裁判官は上を見て行動する必要がなく、自分の信念に従って裁判をすることが出来るわけです。これに比べ、日本の裁判所は、Career system (子飼制度) をとっているため、官僚制的色彩を払拭出来ず、裁判官の独立が形だけのものに成りやすいと言われています。

(以下次号)

国際会議の残したもの



弁護士 尾藤 廣喜

昨年の秋は、本当に国際会議に追われました。一月四日は、神戸で国際人権大会。一月七日は、京都、清水寺における近畿弁護士会連合会主催の国際環境コンファレンス。引き続き熊本での一月七日、八日の水俣病国際フォーラム（八日のみ参加）。再び京都での一月一〇日の京都スモン基金主催のカーランド博士の講演会と目まぐるしいスケジュールでした。

後、間もない昭和三五年に水俣現地を訪れ、水俣湾の魚獲禁止や広域的な検診の実施を勧告したアメリカのカーランド博士の広い学識とヒューマニズムには、心打たれました。また、ピッツバーグ大学のロッコ助教授が紹介したアメリカの環境保護をめぐる裁判の状況も興味深いものでした。日本で問題になっている公害差止めの問題も、事業に着手する前に十分検討、議論する機会がある（環境アセスメント）ため、公害の発生前に解決済みのことが多いとのことでした。また、公共的な事業であっても、これによる被害が広く一般

特に、水俣病公式発見の

住民に及ぶときは、被害の回復自体も公共性があるのだから、公共事業だからということのみで、公害の発生責任が軽くなったりすることは考えられないという発言も強く印象に残っています。

マレーシアの実情

このような各国の報告の中で、最もエネルギーシユだったのは、発展途上国、とりわけネパール、フィリピン、マレーシアなどの東南アジアの国々の報告でした。

中でも、マレーシアの公害の実情を訴えたモヒディン弁護士は熱意には心打たれました。

マレーシアで、今、熱帯雨林の乱伐によって、環境破壊が進み、大規模な洪水が多発し、山地に居住していた住民の生活の場が根こそぎ奪われ、多数の流民が発生している状況をスライドをまじえ、熱く訴え

ました。このような乱伐も日本の企業の材木買いしめが大きな原因となっているとのことでした。

また、モヒディン弁護士は、水俣で、三菱化成との合弁会社であるARE（エイジアン・レア・アース）が、生産の過程で生じる放射性廃棄物を野積みにしたまま放置した問題についてもアピルしました。

マレーシアのブキメラ村では、多くの流産、死産が発生し、子供たちに白血球の減少症が多発しているとのこと、今日の日本では全く考えられないような公害たれ流しをやっているとのことです（聞くところによれば、マレーシア政府は、ARE公害反対運動を行っている弁護士、住民を「国内治安法」で逮捕までしているそうです）。

そして、このような、日系企業による公害たれ流しを根絶するためには、マレーシアの弁護士だけでなく、

日本の弁護士の協力も必要であると力説しました。

彼らのエネルギーに学ぶ

モヒディン弁護士は、マレーシアの報告の後、水俣現地に赴き、多くの患者が入院している「明水園」も訪問したそうです。

彼をはじめ、総じて発展途上国の弁護士は、使命感にあふれ、生き生きとし、かつ、快活で、エネルギーシユです。

ともすれば忘れがちになる弁護士としての生き方を彼らは身をもって教えてくれている気がします。

もはや外国から学ぶ時代ではなく、外国に教える時代であるという最近の風調ですが、弁護士としてのエネルギーや住民との協力という点でも、むしろ、発展途上国から学ぶなければならない点が多いのではないかとというのが実感です。

裁判官の国民審査



弁護士 山崎浩一

行政寄りの判決

最近、裁判所の下す判決が行政寄りになっていくと批判がなされています。

裁判所がこのような傾向をもつようになる原因は、裁判官を内閣が任命するという制度にあると思われる。行政を担当する内閣としては、いきおい自分の方に理解を示してくれる裁判官を得たいと考えるのはある意味で当然のことといえるでしょう。

国民審査の仕組み

しかし、憲法自身、この制度の弊害をチェックするために、他方で、国民審査の制度を設けています。

国民審査は、最高裁判官の判事について、その任命後と、その後一〇年を経過した後ごとの議院議員選挙の際に更に行われます。

この審査は、投票の方法によって行われます。投票は、罷免を可とする判事の氏名に×を付け、罷免を可としない判事には何も記載しないという方法により行われることになっています。そして、罷免を可とする方が罷免を可としない方より多ければ罷免されることになりません。

しかし、この制度は、司法の根幹に係わる重要な制度であるにもかかわらず、国民にあまり知られておりません。

また、投票の方法も問題があり、罷免を可とする者にだけ×を付けるとすると、どちらにも態度を決めていない人についても、罷免を可としない方にいれてしまうこととなります。本来は、○と×のどちらかをつけるようにして、どちらが多いのかということの比較をすべきではないでしょうか。

罷免に値する判事はいなかったか

これまでに、国民審査により罷免された判事はいません。しかし、そのことから罷免に値する判事がいなかったと結論づけることはできるのでしょうか。

以前、刑法に子が親を傷害し死に致らしめた場合には特に重く処罰するという規定が設けられていましたが、これが、法の下の平等を規定する憲法に違反するのではないかが争われたことがありました。最高裁判所全体としては結果的には憲法に

違反しないと判断したのですが、各判事の意見は分かれました。憲法に違反しないという意見を述べたある判事は、「われらが祖先は十数億を下らず、現存する子孫は僅か八千余万にすぎない。孝は祖先尊重に通ずる子孫の道である。」と奇妙な論理を述べ、憲法に違反する」という少数意見を述べた判事に対して「思い上がった忘恩の思想と、いづくも徹底的に排撃しなければなら

ない」と厳しく批判しました。そして、少数意見が世界人権宣言を引用したことについて「これを引用することは、鬼面人を欺くものでなければ、羊頭をかかげて狗肉を売るものといわなければならぬ。……要するに民主主義の美名の下に、その実得手勝手なわがままを基底として国辱的な曲学阿世の論を展開するもので読むに堪えない」と聞くに堪えない批判をしました。

また、刑法の規定が立法上

矛盾しているとの少数意見に対して「論者よ、休み休み御教示に預かりたい」と感情まるだしの非難をしているのです。

同僚判事に対して「曲学阿世」とか「休み休み御教示に預かりたい」などとヒステリックに批判をする」と自体、礼儀を失っているばかりか、論理を宗とすべき法律家としても失格といわなければならないでしょう。

国民が厳しく裁判官を監視し、不当な意見を表明する最高裁判所判事を罷免していくことが定着し、裁判官の方も、国民からどのように受け取られるか気にするという状態になれば、もっと裁判所も良くなるのではないかと思います。

開運商法にご用心

毎年正月には、大勢の人が神社に参拝し、幸運を祈願します。

普段は宗教とは全く無関係に思っている人も、いざとなると「神」「霊」といった超自然的な力に頼ろうとしたり、あるいはこれを怖れたりする気持ちがあることは否めません。

ところが、この様な人の心に巧みにつけ込む商法が「開運商法」「靈感商法」と呼ばれるものです。

そのやり方は、販売者が客に「手相を見ましょう」「運勢を占いましょう」と

勧誘します。この誘いに乗った客に対して「あなたには悪霊がついている」「祖先の悪業が災いしている」

などといって、客の恐怖心を煽ります。そして、悪霊を払い、運を開くためと称して、高く印鑑、壺を売りつけたり、高額の祈禱料を支払わせたりするというものです。

この商法は、神社が「お守り」を売ったり、求めに応じて祈禱をするのとは根本的に異なり、誰に対しても不吉な事をいって、客の心に生じた恐怖心を利用して暴利をむさぼろうとするもので、大変悪質な商法です。この様な商法に対してはまず何といっても、勇気を持って契約に応じないことが肝腎です。

しかし、契約をさせられてしまった場合でも、この様な商法は社会的に認められませんから、白紙に戻すことができます。